

麻薬施用者免許申請（法第3条）

1 内容

疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付するためには、あらかじめ免許を受けなければなりません。免許を受けることができるのは、医師、歯科医師、又は獣医師に限られます。

申請者は、免許を受ける医師等の個人です。

2 提出書類、部数

- ・麻薬施用者免許申請書 2部
- ・診断書 2部（1部は写し可）
- ・医師、歯科医師、又は獣医師の免許証写し（新規申請時のみ） 2部

- ・新たに麻薬診療施設となるのに伴う手続きの場合
麻薬保管庫（麻薬金庫）の構造・設備をしめすもの（図面又は写真）
麻薬金庫の設置場所を示した診療施設の平面図
を添付してください 各2部
- ・院外の麻薬処方せんのみを交付し麻薬を所有しない場合は、金庫の設置は不要です。申請書備考欄にその旨を記載してください。

※ 各部数は控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

3,900円

4 申請時期

麻薬の施用を開始する前（余裕を持って申請してください）

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

免許有効期間は、免許の日から翌年の12月31日までです。